

久喜宮代衛生組合議会
令和3年第2回定例会議案

議 案 目 録

議案第 6 号	令和 2 年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定 について	1
議案第 7 号	令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号） について	2
議案第 8 号	久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
議案第 9 号	久喜宮代衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一 部を改正する条例	4

議案第6号

令和2年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年10月29日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

議案第7号

令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年10月29日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

議案第8号

久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合個人情報保護条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第23条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7項」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年10月29日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第9号

久喜宮代衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）」を「法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年10月29日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査結果の縦覧を実施するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。